

賀茂注進雑記第六 造営 釈注

平成 13 年 7 月 8 日

同 16 年 1 月 25 日(訂 2)

藤木 文雄

2 式年遷宮〔詳しくは、本文および賀茂別雷神社由緒略記写参照〕

イ 伊勢神宮については、朱雀 3 年(天武 2 年?)を初出に、持統 4 年以下延暦 4 年に至る 6 度の遷宮の記録がある〔太神宮諸賀 4 記〕が延暦 4 年以降 20 年に一度と定まったのが確実な事例である〔福前福前 3 社と宮廟〕。

ロ 他の神社にも、貫前神社〔群馬県富岡市福前 3 宮・祭神経津主神〕(13 年目)、春日神社(21 年目)、住吉神社(20 年目)、香取・鹿島神宮(20 年目)、賀茂御祖神社(21 年目)などにその制が認められ、このうち貫前、賀茂御祖の両社は今日迄これを厳守し祭儀が存続している〔鈴木義一、国史大辞典賀茂「式年遷宮」の項〕。なお国史に式年遷宮の記録のあるのは伊勢のほかは住吉・香取・鹿島の三社のみ〔日本後記弘仁 3 年条に 20 年に一度と記す〕。

ハ 賀茂別雷神社に関しては必ずしも明確でない〔鎌倉後期の神上賀茂経久記のなかの、「賀茂社嘉元 3 年遷宮記」、森基久の「嘉元 3 年御遷宮記」、同経久の「旧記」などに記〕
(林さる)。本文の如く社記では長元元(1036)年に 21 年に一度の制が定まったとするが、室町時代に一時中絶し、寛永五(1628)年に復興された。現存の主な社殿は多くこの時のもので、本殿、権殿のみは以後六度の造営を経て文久三(1863)年の造営になる〔福前福前 3 社と宮廟〕。一説は「造替については、下賀茂社は伊勢神宮と同じく 21 年毎に新殿が造営されたが上賀茂社にはこの制はなく壊れたときに造替する慣行であった」とする〔大間茂・所功編「賀茂社関係古伝集成」〕。特殊な事例であるが、文明 8 年 8 月の社殿焼亡ののち、同年 11 月に清祓と仮殿の事は奏聞され立柱、上棟の仰出はあったが着手されず、翌年 3 月に諸卿詮議の結果社領の山木を伐採し用脚は社司以下分限に応じ賄うことに決し奉行を決めて造営した記録がある〔南柯記〕。

ニ 社殿修理 別雷神社由緒略記は「天武朝の創営以来現在昭和 48 年迄造営 36 度、修理 3 度にわたるがすべて官営であった」とする(同旨、建内光儀「上賀茂神社」学生社'03・12 月)。

これに対しては、寛仁 2(1018)年の愛宕郡八郷の賀茂社への寄進以後はこの八郷からの地利<年貢>で修理料を賄うことに決し、摂政道長も、今後は官費による修理は行わないと述べたとの記事<小野宮実資・小右記、寛仁元年十一月条>を指摘する見解がある(大山喬平「中世の賀茂六郷」<ゆるやかなカースト社会・中世日本>校倉書房'03・4 月刊。須磨千穎「賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究」同旨)。実は中世の賀茂社荘園には専ら造営材木の貢進に当たった美作国登美荘(登美柚、豊岡山県苦西郡・田郡富村)もあった〔賀茂経久嘉元 3 年遷宮記、須磨前掲書〕。

また、正史には、封有るの社は神戸・百姓をして修造せしむ、封無きの社は欄宜・神主をして修理せしむ〔弘仁 3 年太政官符〕、およそ諸国の神社は破るに随いて修理す〔延暦 4 年〕、とする。

ホ 式年遷宮の意義 掘立柱式建築の場合の耐用年数がおよそ二十年であること、宮廷内の神祭の周期(21 年)とほぼ一致すること、新旧社殿の並存遷御、形式保存の方式として古例を伝承する目的などの理由が指摘されている〔福前福前 3 社と宮廟〕。

3 別雷神皇太神宮〔御本社寛永正大工記。詳しくは、賀茂別雷神社由緒略記七、社殿参照〕

1) 御本社寛永正大工記：この正大工職は本書第七 社家の諸役人には見当たらない。氏人に作所奉行一人、その他地下役人に番匠四人とあるのみ。江戸時代中井家が五百石高の

京大工頭となり幕府の作事奉行に属して畿内近江六国の大工・柚・木挽を支配して城郭・御所の造営、修築に当たった。修築費の出所から見て正大工はこれを指すと考えられる(初代中井正清は伏見、二条、江戸、駿府の各城や方広寺、春日神社などの寺社の造営を手掛けた)^(京都府総合資料館蔵の中井家文書の指図に寛永修復の在様が記されている)。一方注進雑記の第二祭礼年中行事には正月十二日「正大工機持来申云、千町万町之機奏渡云々」と賀茂社の職に見えるので、なお考究を要する。下社は神工(清原三尊)以下、棟梁並に番匠、檜皮工、鍛冶、銅工、塗師、壁工の職があり、神工の所役は、御造営木作始己下所役数多、平常御修理勤之とある(明治三年九月神祇官(系)出・十箇条区別注進書)。中井家の下で従事したか？

イ 主な神殿および舎屋

(1) **本宮・権殿**^{(昭和二十八年(旧)国家指定)} 下鴨社の東西本殿二棟と全く同じ(但し、下鴨は高欄と階段は、もろもろはしら、宋塗、獅子狛犬の絵は無い)。母屋門柱、向拝角柱ともに井桁の土台に立つ。柱上に舟肘木を備える[賀茂古式の三間社流造]。母屋は正面三間、側面二間、正面中央板扉、他は板壁。周囲に高欄付の縁を廻らす。扉前に階段七段。向拝の下は土台の高さに床張り、これを浜床(はまど)という。屋根檜皮葺・切妻造り、前方の流れを延長し向拝の屋根とする。母屋は繁垂木、向拝は疎垂木、屋上には千木・堅魚木なし。全て素木造。正面扉両脇の間の板壁に狩野風の獅子・狛犬の絵。本殿、権殿の浜床(はまど)で連結する。東西にある御供所とも渡廊(わたり)で結ぶ。

(2) **橋殿・細殿・土屋**^[この三つの舎屋の例 始は11世紀初に遡る] その他

橋殿(入母屋造(平入り))は勅使の拝殿、舞殿に相当する建物。細殿(入母屋造(平入り))は天皇、上皇の御着到殿。板敷、回縁、高欄を付す。土屋は神官以下の着到所で土間。他に、外幣殿(ひへい殿)(馬場殿)、庁屋など。橋殿の左前方が楼門と翼廊(11世紀初に出現)ですぐに石段になり、上ったところが左右に局のある中門。西局から透廊が斜めに本宮、権殿の中間に延び、接続して祝詞屋が建つ。

ロ 流造と春日造

この二様式は柱を井桁に組んだ土台の上に立てる点が共通する。この形はこの二様式に限られ、建物の移動に便である。すなわち、造替時に、旧本殿を取り壊した跡に新本殿を建てるのではなく、予め新本殿を旧本殿の前庭に造りおき、仮遷宮の後、旧本殿を取り壊して直ちに新本殿を轆轤(はし)で曳いて建てる。賀茂、春日の昔、祭の時のみ神殿を置く古形の遺存したもの。御阿礼神事のごとく年に一度臨降する神のための臨時の宿舍・常は神山を拝する遥拝殿の意味があった。また、床下も隠蔽するのは内陣とともに神聖であるとされた(橋前(出))。

注) 神社の一般的建築施設

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| イ 本殿 神霊を宿した盃代を安置 | ロ 幣殿 幣帛 <small>(<small>ひやく</small>)</small> を献納する殿舎 |
| ハ 祝詞殿 祝詞を奉上する殿舎 | ニ 拝殿 参拝のための祭員や参拝者が着席する殿舎 <small>(<small>11世紀初(系)出現</small>)</small> |
| ホ 祓殿 参拝者が修祓を行う殿舎 | ヘ 齋館 神官が禊に参籠する殿舎 |
| ト 神楽殿 神楽を奏し祈願する殿舎 | チ 舞殿 舞・神楽を奏する殿舎 |
| リ 神庫 神官を収納する倉庫 | ヌ 神饌所 神饌を調理、段取する殿舎 |
| ル 祭器庫 祭器の格納所 | ヲ 神厩 神馬を入れる殿舎 |
| ワ 神輿舎 神輿を格納 | |
| カ 鳥居 神明鳥居 <small>(<small>世襲神(系)出</small>)</small> 、明神鳥居 <small>(<small>世襲神(系)出</small>)</small> 、鹿島鳥居、山王鳥居、両部鳥居の別がある。 | |

4 撰末社(詳細は賀茂別雷神社由 緒略記九、撰末社参照)

注進雑記には撰末社に関する記述はなくただ第六造営に寛永正大工記の本宮末社、舎屋の記事を転載するのみである。従って、ここは、幕末の国学者伴信友による瀬見小河四之巻 別記 [賀茂大神の苗裔神たち、及由緒ある神等] によってその記事を抄録する。その典拠としては、賀茂御幸記[寛元4年
11月29日] 賀茂御祖皇大神宮御幸記[建長6年1
0月28日]、賀茂注進雑記[社司補任次第
所引の古記]、色葉字類抄、諸社禁忌[東寺観
音院蔵]などを挙げている[信友と書く場合特に断らない限り前者「神
名鑑考証」でなく「瀬見の小河」を指す。]。この外に幕末の国学者鈴鹿連胤の「神社叢録」、明治末の「京都府愛宕郡村誌」明治改正時の神
社明細帳を反映、昭和中期の皇學館大學「式内社調査」、平成八年の賀茂別雷神社の「賀茂別雷神社由緒略記」等があり、これらにより明治以来の祭神の整理統合・比定の跡を解明する事とする。

イ 貴布禰神社(延喜式神名帳、愛宕郡貴布禰 神社、名神大、月次、新嘗)、若宮(三代実録元暦5年10月9日甲申条、飛騨同正六位上賀茂 若宮の神に従五位下を授ける、に見える若宮はこれ、と)

祭神 永昌記[嘉元元年、西暦1308
年、4月12日条。]に去夜寅の刻別雷神の宝殿焼亡云々、神体を貴布禰の宝殿に移し貴布禰の神体は若宮の宝殿に渡らせ奉る、とある。これから見ると、貴布禰の社の神は別雷神の霊を昔由あって別に木船の地に祭ったか、もしくは子孫神ということになる。若宮はいずれにせよ別雷神の子孫神であろう。二十一社記に貴布禰社は賀茂の撰社也とみえる。なお、叢録は廿二社註式に拠って罔象女命、村誌は高籠神とする。信友と逆に座田司氏、井上光貞、大和岩雄氏などは貴布禰神の物実<化身>を丹塗りの矢とする。上下両社の社司が禰宜・祝(下社4員・上社2員)に任じられ祭祀を沙汰した。帰属をめぐり現地と賀茂との間で紛争が続発したが明治四年官幣中社として離脱した。

神階は、弘仁九年(818)六月癸酉山城国愛宕郡貴布禰神奉授従五位下(日本紀略、神名帳頭
注、類聚国史同)に始まり、弘仁十年五月辛卯に大社(開元)、承和十年十二月癸亥正五位下(院後)、従四位下(三代実録貞観
元年正月二
十七)
日条)、正四位下(三代実録貞観十五
年五月二十六日条)、正二位(本朝世紀、寛仁元年十二月
二日条、河合、片岡と共に)、遂に正一位(保延六年七月十日、
崇徳院治十七年)に達する。

社地は木船。上下二社、下社は遥拝所で奥の上社が本宮。但し、水の為流損して他所[即ち別
在]地に移した記事がある(百練抄、天喜三年四月二十六日条、同永承元年七月二十五日条、扶桑略紀天喜
三年五月八日など、移設につき、賀茂、貴布禰両社に奉幣使を遣わしている。)。

御幸の記録は、後宇多院弘安九年(1288)十月十三日御幸(帝王編
年記)。賀茂幸平(新古
今集)、藤原時房(後拾
遺集)などの歌が詠まれている(ともに川上の
神と詠んでいる。)。

末社に奥深、吸葛の二神(二十社註式、本朝世紀、上平三年
六月二十六日条、貴布禰社言上など) 今あり。また、私市社、梶取明神(山城名勝誌、
この瀬村
北端に坐す
とあり。)などがあつた。

ロ 片岡神社[別務片山神社・] [片山御子神社]

神階 齊衡三年(856)五月戊辰、山城国片山神以つて官社に列す、兼ねて相嘗の祀に預かる(文徳
天皇)とみえ、次いで、貞観元年正月二十七日、従五位上を授かり、名神大社、月次、相嘗、新嘗(新嘗
祭)とある。寛仁元年十二月三日正二位[河合・貴
布禰同時]。当初片岡、片山と通わせて記したが後は片岡とのみ称することになった。

祭神 片山御子神とは片山に坐す御子神を意味し、賀茂大神たちの御子神であることを示す(河合・貴布
禰に同じ)。上社に片岡禰宜、同祝、貴布禰禰宜、同祝、下社に川合禰宜、同祝の社司があつて片岡は上社の撰社とする。叢録は祭神不詳、村誌は事代主神、略記は玉依姫。社地は上社の楼門の外、川の東南にあつて、その場所を片岡山、片岡の森と称する。た

だ、袖中抄(鎌倉初期、顕昭撰)は中賀茂は片岡社なりとする(注:紅葉の名所で中の社での祭式部、赤染衛門などの歌が残る)。

ハ 大田神社

典拠 神名帳に愛宕郡太田神社と出、元永三年(1120)官符案上の官幣に預かる(神名帳注)。

祭神 **村誌**、**略記** 宇細女命。一説に猿田彦神とする。両神は本来親密な関係。先住氏族の神、とか福德神(財神)との説もある。欽明天皇時の賀茂縁起にある「猪頭を蒙る」のは中国の財神の祭祀の習俗(字通)に通じるとも考えられる。

社地は上社の東南五六町。大田の池の燕子花は俊成の五社百首にも詠あり。大田社の御神楽毎月十日夜陰、大田社之神子参向、これを執行(賀茂注進雑記年中行事次第)。

ニ 上社氏神社と小森社

氏神祭、四月初申の日、社司五官騎馬参向干氏神社奉幣、下向小森社、有舞楽[注進]上社坤十町大宮殿(森)にあり。このように伴信友はただ氏の神とのみ記し祭神の名は明らかにしない。小森社は氏神社の巽一町、玉依日子を祀るとする。

氏神社は明治十年三月十一日内務省により久我神社と改称された。これは神社の「国家神道化」にともなう「社領上知」(明治四年一月)、「社格制定」(同年五月)、「神官・神職の世襲制廃止」(同年同月)など一連の政策を具現化したもので「神社の儀は国家の宗祀にて一人一家の私有にすべきに非ず」、すなわち「一賀茂氏族の祭祀するところに非ず」との意による。**殿録**は下鴨村御祖社の北に久我神社が坐す(名勝志)。祭神賀茂建角身命(延喜式頭注「祭事記」)とし、類社に久何神社あり(乙訓郡下久我村、祭神久我直祖神か?現祭神は建角身命・玉依姫命・別雷神三座、式内社調)とする。**村誌**、**略記**とも祭神を建角身命と記す。ただし、氏神社の祭神は清令伝「国常立命」、清豊伝・氏徳伝「天児屋根命」、致直伝「大物主命」、季方伝「武甕神」と遍歴し、清茂に至って建角身命に落ち着いた(賀茂別雷神社・久我氏家之説に倣)**式内社調**。

一方小森社は**村誌**、**略記**とも水分神みくもりのかみに変わっている。これは西泥土にしはにじへ・かわもりのつち氏の祀る境内末社土師社も玉依日子を祭神とするゆえ、下社の久我神社と上社の氏神社と同様に明治になって神社が統合された結果であろう。

なお、下社の氏神は比良木社。名神大社。伴信友は祭神を、女御服を供するので玉依日女かとし、一説に素盞鳴命もありと記す。また、この社の旧地が愛宕郡一乗寺村の終の森にあったとの古伝を載せる(左京区一乗寺町に復祀されている)。**殿録**は祭神不詳、**村誌**は比良木社を以って名神大社の出雲井於神社に当てる。

ホ 奈良社、澤田社、新宮

- (1) 奈良社 上賀茂、岩本社の東南、沢田社の西南に位置する。同社の後ろ辺りの御手洗川の流れを特に奈良の小川という。社号の奈良は地名に因む。もと、久世郡的那羅郷(八幡市上・下奈良の地、石清水八幡宮) 八幡宮御祀により移転したか?にあったのを遷し祀ったか?もとよりの名か?賀茂祭の櫛の葉とじ(櫛の葉を綴り合わせ、たすに神供を盛る)と縁があるか。また、難良刀自神(朝夕の飯飯寺神宮に至り、な良とじの神に本る、左経記)という神名もみえる。**殿録**:祭神不詳。**村誌**:宇迦御魂神(即神とする説を採ったか?)。**略記**:奈良刀自神。藤原家隆の百人一首、夏の御禊の詠で著名。なお、最近下鴨社が境内を発掘し同社にも往古奈良社と奈良の小川があったと主張しているが明確な記録は見当たらない。鴨長明の拘泥したのも「瀬見の小河」の名である(新古今集・無名抄)。

(2) 澤田社 この社の名は賀茂の社司が澤田明神の傍らの池に蛇が出ると言上したことを受けて軒廊の御卜を行じたとの記録にある(本朝世紀康治元年十二月七日祭)。澤田は地名。当社を古社の賀茂山口神社に擬する説もある。『殿録』は賀茂山口神社の社名を掲げ所在不詳とし、祭神を山口社の類社に準じて大山祇命かとする。『村誌』は賀茂山口神社、祭神 保食神 別名澤田社。『略記』：別名沢田社、祭神大歳神とする(「尊号諸家之説」は澤田社祭神を倉稻玉命(清貴)、太玉命(清命)、経津玉命(氏徳)、太玉命(政直・季方)と変遷したと伝える)。

(3) 新宮 貴布禰新宮。先の永昌記は嘉元元年の別雷社焼亡で四月十二日にまず神体を貴布禰新宮に渡し奉った後、翌、十三日に貴布禰社に移し奉るとある。また、貴布禰新宮の宝前の柏の木が出火し倒臥したとの社司の言上で軒廊の御卜を行じたとある(本朝世紀久安元年七月廿二日祭)。本宮と片岡との間に坐す。伴信友のこの記載に拠れば祭神は当然本社と同じとなる。『殿録』は上記本朝世紀を引用するも祭神不詳、『村誌』：本宮に同じ。『略記』：高禰神。

へ 相尾社 仁平三年台風により舎屋を損じた記録に現われる(本朝世紀、9月20日申時、大風で幹徑五尺の木が倒れて舎屋を損じた)。上社の坤、権殿の前に坐す。『殿録』：祭神不詳。『村誌』：不詳 『略記』：杉尾神。

ト 飛鳥田神社、真幡寸神社

典拠 神名帳に、山城国紀伊郡に飛鳥田神社[本名神社]、真幡寸神社二座とある。山城国紀伊郡飛鳥田神社、真幡寸神が官社の例に預かる、並びに鴨別雷神之別也(日本後記弘長七年七月乙酉祭)。また、真幡寸神社は加茂別雷神之蠶神也(合集)ともある(御田代)。『殿録』は信友と祭神、所在とも同旨。『式内社調査』は、単に雷神とし、波太伎(伊賀)、畠(伊勢)、伊波太伎(近江)などの類社と同様水田経営に不可欠の水をもたらす神と定義する(蠶は葬儀の柩、天子の車駕の飾りと注するのみ)。所在は伝承地として南区名神ガード下西入る若宮八幡の地に昭和四十九年迄碑があったがその後何時城南宮境内に移ったか不明とする。

飛鳥田神社は紀伊郡横大路村(伏見区横大路)にある(舎屋の棟札に応永25年9月15日の日付で飛鳥田大明神修造と。また、文明9年、天正4年、文禄5年、慶長19年なども残る)。現在、社名はあすかだと呼んでいるが、古くはこの辺りを飛ぶ鳥の里と呼んだ記録がありこれが正しい(東寺縁の古文書によつて)。別名の柿本も地名である(大江左衛門業尚なる人物の私領が山城国紀伊郡柿本里にあったとする八坂寺の古文書がある)。今、神社の南に柿内という小字があるが柿本はこれに対する。『殿録』：祭神所在とも信友同説。『考証』(神名帳考証、伴信友の著書)が鴨御祖神の別とするのは強言、別雷神の誤りとして退ける。『式内社調査』：祭神同説。候補地に伏見区本町19丁目「田中神社」・同区横大路柿の本「飛鳥田神社」・同区同所天王後町「田中神社」・同区下鳥羽城の越町「安須加多神社」を示す。

真幡寸神社は横大路村の北、下鳥羽村の隣、中島村(中島村)に城南神と称して、城南の森の中にある(その東北竹田村に真幡寸之辻との地名が残る)。蠶とは賀茂社の御阿礼神事に用いる櫛に垂る阿礼の帛(阿礼櫛ともいう)をいう。この神は、当初、阿礼を斎い祭った遺制かという。

注) 以上は伴信友(1773~1846)、鈴鹿連胤(1795~1870)の生存した幕末の現状によって記述されているが、そのご、ここに城南宮が祀られるにいたり、事態は激変している。真幡寸神社は現在城南宮の境内にその摂社として在り、賀茂別雷神とは無関係の存在となっている。城南宮は現在方除神や曲水の宴の催されることで殷賑を極めている。主祭神は息長帯日売命(神功皇后)、八千矛神、国常立尊で他に御蠶神とされる。その縁りは、平安末(応徳3年1086)白河・鳥羽両上皇に依って鳥羽離宮が真幡寸里を包摂する形でこの地に営まれてその鎮守として主神三神が祀られたのを初めとし、離宮廃絶後も周辺村民によって城南の神として崇敬し続けられてきた。やがて、幕末文久三年(1863)孝明天皇が賀茂社、石清水八幡宮など

に續夷の祈願に社参される途次当社にも立ち寄られ祈願された(主祭神功皇(后)に因むか)のを機に改祀され、以後は年に正月、五月、九月の三度の祈願を定められるなど、その帰依は著しかった。やがて、明治十年(1877)城南神社は古の式内真幡寸神社と公定されるに至ったが祭神については息長帯比売などが前面に出て轟神や別雷神の記憶は薄れる一方となった。遂に、最近の学者は真幡寸之里や轟神を深草の秦氏に結びつけて理解している例がある(日本歴史地名体系巻37京都市(1979平凡社刊)編集代表林屋辰三郎・村井康彦ほか、鎌田道隆述)が、これが誤りであることは伴信友などの上記の考証で明らかであろう。

チ 河尾社、棚尾社

河尾社の名は久安二年に史料に表われる(洪水、川原明神並念合(所)流去、本朝世紀5月12日条)。貴布禰社に縁ある神。上社新宮と片岡との間の川辺に坐す。**【殿録】**：祭神不詳。**【村誌】**：罔象女神。**【略記】**：同前。

棚尾社 西行法師が仁安三年十月十日にこの社のほとりて法施を奉ったとの詞書が玉葉和歌集の西行の歌にある。上社の中門の傍らに坐す。**【殿録】**：祭神不詳、**【村誌】**：祭神、経津主神、**【略記】**：櫛石窓神、豊石窓神。

リ 木宮[又、半木宮]

この社は賀茂上下の社の間十六町ばかりの処を中賀茂といい、そのわたりの田面の道中の小森の中の小社をいま流れ木の宮(流れ木は半木の流り)というのがそれである。史料の江記(寛治8年11月1日、岡本師通賀茂語)、宇治拾遺物語(式部大輔実重夢語り)、十訓抄(賀茂社司の女の歌)などに表われる。賀茂氏系図に中社禰宜とあるのもこの社を指す。もと、上下社の道の中間に、傍爾[³]の木を立て、半木と言っていたが、やがてそこに、社を造って上下社の霊をまつり、木宮、半木宮、中社などと称するようになった。**【殿録】**は、半木宮、又流木宮と称すとして上記故事を引きながら祭神不詳とする。**【村誌】**：天太玉命。**【略記】**：同前。寛仁二年の寄進で神領とされた当時の錦部郷に属しこの地で養蚕製糸を営んでいた賀茂氏と秦氏が職業の守護神として四国阿波国から天太玉命を勧請・鎮座せしめたとの新説を提起する。しかし、この地は中世、賀茂六郷の中村郷に属したが、この郷が古代の錦部郷の地であったとするには有力な異論がある(岸俊男京大名誉教授「山背国愛宕郡考」<日本古代文物の研究>は錦部郷の地を長保4<1002>年の「東寺文書の珍皇寺領案にある【錦部郷六条古川里】の記載と愛宕郡の条里制から考えて」東山区古川町辺りと比定、大山喬平京大名誉教授「中世の賀茂六郷」<ゆるやかなカースト社会・日本中世>も、錦部郷は「中右記・天仁元<1108>年十月三日条の【愛宕郡錦部郷吉田村】とある記事」から吉田村辺りを含むと解する。中村郷の地と大きく隔たる)。

なお、須磨教授は岡本郷検地帳の地名(上賀茂向繩手・岡本口・豊田各町)に「にしこり」「西コリ」「西郡」などの表記があり古代の錦部郷に由来するのではないかとされる<賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究>。寛仁二年寄進の賀茂・大野・小野・錦部四郷は鎌倉初期頃までに再編されて岡本・河上・小野・小山・大宮・中村の六郷となったがその過程で大規模な交換分合が行われたのではないか。文明八年の上一揆の際に、吉田社の神領を侵した氏人が元は賀茂社の領地であったと主張しているのも何かこの辺の背景を示唆するのかもしれない。

ヌ 岩本社、橋本社

岩本社は奈良社の東北、橋本社は上社の中土屋の西にあって共に上社の末社。為家卿歌集(文永6年7月28日、賀茂橋本社百首)に名が出る。徒然草に岩本社は在原業平、橋本社は藤原実方を祭るとす

るも、誤り。『殿録』は上記所伝を引きながらこの説確かならずとし、祭神不詳。『村誌』：橋本社、衣通姫、岩本社、住吉神。『略記』：同前。

5 聖神寺、神宮寺、「神事と伝事」(京都府愛宕郡役所編愛宕郡村誌(明治44年1月28日刊)参照)

附 洛北誌(京都府旧愛宕郡村誌・旧愛宕郡役所編明治44年1月28日刊) 抜粋

1 文明一社焼亡 社家氏人争乱の件 (本件は蔣池直一撰 南柯記に詳細な経緯を記している)

賀茂の社人は社家氏人の両族あり。共に賀茂縣主の一流にして社家は本家、氏人は庶流なり。初め、神主能久材能ありて後鳥羽上皇の寵愛を被りて勢力あり。神光院及び石水院を建つ。其の系譜に拠るに、能久の第三子氏久は後鳥羽上皇の御子にて能久に賜いし事を記したり。上賀茂旧社家伝来の旧記に其の事あり。曰く、能久皇子を賜り其の子となし祝宴を開きし時、能久の弟貴船綱宜久時独り賀せず。曰く、後來、此の皇子の統のみ独り勢いを得て他家は自然に下風に立ち必ず一族の不和を生じ争乱にも及ぶ事ありて、之を思えば俄かに賀すべきを見ずと述べしが、氏久遂に神主に補せられ、特に正三位(従三位の誤り?)に昇り、此れより勢力増長して遂に他年社家氏人の争乱となれりとあり。

応仁大乱後、文武の領地は互いに掠奪せられ訴訟屢々起れり。文明五年吉田社より其の領地を氏人が横領せしを訟う。神主勝久命を伝うるも氏人は元来賀茂領なれば返すべき理なしとて従わず。社家は朝廷幕府の勢に依りて之を圧せんとす。氏人益々怒りて争乱の用意を為す。社司神体を禁中に仮に移さんと請う、許されず。社家は氏人の首謀を刑すれば其の余は赦さるべしとて、遂に二人を捕らえて河原に殺す。氏人益々恟々、或いは云う、武家来たり伐らんとすと。氏人遂に連署盟約して社家に当らんとするもの九十一人に及べり。

文明八年に及び軋轢益々甚だしく神事も動もすれば行われ難し。氏人、已来社家は氏人を蔑視し已に二人を殺し更に憚る所なく社入を私し、神木を切り、別荘を西賀茂に造り、日々遊蕩に耽り、神事益々荒めり。氏人屢々諫むれど、聴かずして大いに怒り其の党を拉かんとし、五月十九日神光院にて明朝急に氏人を襲い其の疾むところを殺さんと密議す。供僧円光坊之を聞き、急に氏人に報ず。氏人大いに驚き正祝重則の家に会し評議区々にして決せず。雅楽助満久胆勇あり逆襲の策を建て、即夜、七十余人を分かち二十人を遣わし密かに神光院の背後竹林中に潜ましめ五十余人田尻より神光院を襲う。社家驚愕、二十人背後より乱入し、松下延久、竹内栄久、鳥居大路遠平、市敏平、久用久道等を斬る。勝久遁れ免る。貞久危を知り早く京に在り直ちに上変す。朝廷大いに驚く。氏人已に勝ちて賀茂に帰る。宿老及び党外の氏人大いに驚き相議して曰く、先に二人を罰して平和を得しに、今、此の大事に及びしからは定めて武家を向けられ一社の大変となるべし。元来今度の事は去年殺されし二人の子弟が首となり其の父兄の仇を復せしなれば其の情を量りて宥恕あらん事を願うに若かじとて甘露寺親長卿によりて上申せり。朝廷にては、彼父の仇を報い又之を処分せば遂に相仇する事窮まりなけん、其の党のもの退散せば其の罪は問わざるべしとの内議あり。六月十二日氏人八十八人連署して社頭に祈願を行う。十三日宿老の願を許されしかば各々契約状を与え退散せしむる事と定まりぬ。

然るに、勝久は神光院にて其の子の殺されしがため深く氏人方の勝平、満久を惡み、必ず之を除かんとす。氏人恟々安んぜず、更に死生を誓いて連署する事となれり。勝久、其党と謀りを回らし公武の間に通じ、此の二人を首謀として誅罰せば其の他は宥めらるべし、然らずは違勅に問わるべしと相達したり。氏人党之を聞き誓約を破り社家に通ずるものあり。氏人相集まりて評議すれど決せず。二人曰く、今社家と戦うも勝算なし、勝久悪謀已に深し、我等生き残りては事治まらず、我等已に死するも猶悪計

を遅しくせば相共に社頭に立て籠もりて以って訴訟に及ぶべし、然れば冤罪始めて白し、一社の権氏人に歸せん、是れ禍を転じて福となすの道なりという。此の時社家は武家と西賀茂に屯し相迫る益々急なり。於是、勝平、満久刺違えて斃る。宿老涙を揮い其首を取り書状を添えて西賀茂に送る。社家大いに喜ぶ。

勝久等更に策を立て、詐りて和し急に襲うて氏人を亡ぼさんとし、平和の連判状を送り其の心を懈らしむ。時に、八月二十二日也。勝久、継平さらに社家を煽動し二十三日朝急に武家と兵を進めて氏人を襲う。氏人相共に社頭に拠り防戦し大いに大鳥居樓門の辺りに闘う。殺傷過当、社家軍入る能わず遂に火矢を放つ。会々、雨風烈しく火焰殿舎に及ぶ。氏人急に神体を奉じ神山の奥に移す。神殿已に焼け、氏人大いに敗れ、或いは戦死し、或いは自殺し、死者永頼、孫・壽丸、胤頼等合わせ三十六人。社家已に勝ち三十六人の首を斬り山本町に梟し、神光院に旋り更に残党を殲さんとす。氏人即夜神光院を襲い社家を殺す。勝久其の事を奏せしかば、朝廷大いに驚き、神社焼亡のため三日の廃朝行われ、社家以下乱妨者は其々罪せられ、勝久は神主を罷め、弥久を神主に補せられたり。然れど、此より社家は大いに勢力を削られ、氏人更に権勢を得る事となれり。

2 神事と伝説

(1) 仏教遺跡

多宝塔跡 澤田神社の東、片岡の前に在り、其の礎石残り。鳥羽天皇御願の爲の創立という(百練抄本久四
年六月二十
日壬午条、是日公家供養賀茂上社多宝塔、今
上懐孕之時御願也。但馬守家保朝臣造立之。)

経所跡 今の社務所の地に在りしなり(山城名勝誌の注に本宮西
三鳥居内に在りとある。)。文明七年九月三日社司氏人争乱の時本尊以下紛失せしを数日経て尋出せし事親長卿記に見ゆ。供僧読経の所なりしが明治変革の時取り毀ちたり。

経蔵跡 東北に在り、参議為隆の建立にして金字大般若経と四天王像を安んぜしよし。

聖神寺跡 一の鳥居の内、馬場の西南隅にあり。延喜式七寺の中に列せし官寺にて(三代実録元慶三年四月条、老
百座仁王経を説かしめられ
し内に
あり)、山城名勝誌の注に「土人云う、元左衛門村、此村別名号聖神寺村」とあり、寛文五年此所に移したり。明治改正の時廃して古道館と号し学校となし、又、少教院となりしが、明治二十二年に至り毀撤せり。其の地にある貴船社は当寺の鎮守なり。

補注) なお、中世宝徳三年の河上郷地からみ嶺に左衛門と称する作人の名が散在しその一つに一反半の聖神寺の往来田がヶ所だけ現れる。それは石岡(北区大宮總門口町、中林町)、霊御(後の林)などの集落跡らしく、いまの神光院の南、大將軍社の東あたり鎮守庵町の巽の地がこれに当る。総門は聖神寺の総門の響きがあるが、山城名勝誌は「此の所より石門本社の旧地に至りて其の間八町許りあり、古愛宕の総門此の所に在りしと也」と記す。なお考究を要する。

神宮寺跡 澤田社(賀茂山口神社)の東にあった。明治初年の廃仏毀釈の爲廃絶。今、森の中に礎石三個が残る(円形の造り出しを持つ北
圓形で社座は 80 間を測る)。弘仁十一年嵯峨天皇の勅による創建と伝う。度々焼失した記録がある(賀茂神宮寺供養、元年炎上之後所造立也(百練抄康治二年三月十六日条)、今夜、賀茂
神宮寺及一切経藏・舞樓三所等火、自観音堂火起六々(後史愚抄応安六年一月三日条))。澤田社の東片岡山の麓にあり。十一面観音を安置す。其の前に池あり神宮寺の池という。竜王勧請八池の内なり。この池を干池という。此の池水をかえ干せば世に早する故かく云う(菟志
神社)。

なお、この神宮寺はもと、摂社片山御子神社の神宮寺で、片岡神社の東一里の所にあった岡本堂の後身と云われる[大長年中(824~34)に檢非違使に焼き
られ同10年勧請に依って再興された。]。

本来の賀茂社の神宮寺は現在の百万辺知恩寺がそれにあたり、当初今出川高倉の辺りにあった[古事類
記・神祇]

部（村山修
による）が、相国寺造営のため永徳二年（1382）一条油小路北に移転、次いで、天正十九年（1591）京極土御門に移り寛文元年（1661）禁裏出火で類焼、翌年現在地に移った。

仏光山塔尾石水院跡 建保六年賀茂能久が明恵上人に帰依し、此の堂舎を建立し上人を延請せし所なり。其の坊を石水院という。その後、上人の為石水院を桐野尾に移したり。近年その腐朽せしを以って更に改築せしが、今特別保護建造物となれり。其の旧跡は字塔尾にあり。大田山の北にて本社より二十余町、正に幡枝八幡社と相近し。今も礎石所々に遺れり。或いはいう、其の地水に縁無くして石水と号せしは八幡宮と相近きを以ってにやあらんという。

(2) 神事と仏事の関係

仏法渡来より朝家崇信せらると雖も敬神尊祖報本反始の大義は厳然として確守せられ、賀茂祭其他臨時の朝使派遣には前後共に僧尼服者の内裏に参入を止められ致齋尤も至れり。況や神社社家に於いては清浄潔齋至らざるなく、仏に関する言語をも忌みたり。

然るに、中世より上下一般崇佛風を為し、次いで本地垂迹の説行われ神社本来の定義一変せるは他社に同じ。弘仁十一年以後聖神寺、神宮寺の創立あり。一条天皇は舍利奉獻、読経所経蔵を神殿の近傍に設けられ治暦元年五月二十一日天台の僧徒来たりて仁王経を読み雨を折り、堀河天皇寛治六年供僧を置き読経所神宮寺に仏供せしめ屢八講三十講行わる。鳥羽天皇御宇多宝塔を建て供養あり。近衛天皇康治二年神宮寺供養、久安三年一切経会を行わる。神主は、重保桜会を起し、重繼佐々木野に最長寿寺を創し民寺とし、能久は神光院を創し石水院を明恵の為に建つる等敬神の心崇佛に移れる時潮の然らしむる亦止むを得ざるか。後柏原天皇宸筆の法華経奉獻、其の他竹園公卿の舍利経巻佛軀を寄するもの少なからず。

供僧は神主の補任によりて供入し、其の執達に依り権大僧都、法印勅許あり。天台、真言二宗にして本寺なるものに属せず。継嗣は師承、実子等あり、皆社家の猷子たり。祭儀、葬儀に関せず、祭前より読経撞鐘、社辺往來を禁じ、各所の節を卸さしむ。平日も中門内に入る能わず。近代迄二十一員あり。禄米一人五六石給与す。如上の慣行にて祭儀其他に仏法の混雜せる跡なく、寺院、建塔、読経は別途に行われ舍利は経所に安置せられたり。両部神道の流布するに及んで彼の加持、灌頂、結印の行作を天台僧より受伝し是を神道と称せり。此の作法少しく神祭の儀式に混入せる跡あるも、延宝以来洗滌せり。然れども、禪宗の勢い大なりし時代より之を学習して寛文の末までは自家安心立命の要旨とせしは或る行為及び辞世の詞偈、詞詠及び古則公案等の旧文書の諸家に残留するを以て明らかなり。

葬儀は現時の神葬式なるものと大差なしと雖も、必ず日没後に非らざれば行ふ能わず。埋棺了りて氏寺の僧侶墓前に焼香、念仏を為し、日時また之を行ふ。諸家米幣を施与してその勞とすと雖も門内には入らしめざるなり。死者を寺門に托して後に喪を発す、是れ自家死穢を忌むの故なり。社司は除服墓参を禁ず。故に女人僧徒等之を行ふ。其の土民も略同義と雖も各部に惣堂ありて住持の僧尼葬後に読経する社人と同じきも出入り混同す。

社人の忌服者は協門より出入りして其の所に清薦を垂れ、居室も服の輕重に依りて異にす。其の忌服中は一（或いは神
事なり）般編み等を冠る。社司の門には潔齋也（或いは神
事なり）僧尼輕重服凡不淨之輩不許入門内矣の簡を掲ぐ。祭日のみ奉仕の輩は時に及びて掲ぐ。

明治の初年に廢仏の令に接し神宮寺、聖神寺（（經所は文久三年
に破壊せらるる））、其の他の寺院淫祠を破却し佛軀経巻器具等焼却或いは域外に出せり。

（了。干時平成 13 年 7 月 4 日）